

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	久米南町 663
地域名 (地域内農業集落名)	下之町東地区 (下之町東)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	8.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	8.7 ha
② 田の面積	8.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	5.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地域においては水稻栽培が中心であるが、小さい集落で担い手も少なく、作付けしている農業者の高齢化が進んでいる状況で、今後、現状を維持することも難しくなる可能性があるため、労力確保及び軽減策を検討していくことが課題である。高収益作物への転換は地域的に難しいため、遊休農地のさらなる増加が懸念されている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・離農者や農業者の高齢化の影響で、10年後には担い手は減少していると考えられる。次世代への継承を図っていくよう、中山間地域等直接支払交付金事業を活用しながら、農地の受け手の確保や農道、水路及び畔などの管理方法を検討していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した経営体や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	20	%	将来の目標とする集積率
			25
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・基盤整備が完全ではない現状では、条件のよい農地から耕作放棄田にならないよう、担い手に集積していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
・高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農用地の活用方針など、今後も地域内において話し合いを実施していく。そのうえで、農地中間管理機構を活用し担い手等への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・離農する農家や規模縮小する農家の農地について、情報収集を図るとともに、農地中間管理機構を通して集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組
・状況に応じて地域内で話し合い、必要な基盤整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承することを基本としつつ、必要に応じて地域外からも担い手となる農業者を確保することを想定しながら今後も協力体制を構築していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・農業支援サービス事業者がいないため地域担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①有害鳥獣被害対策として、被害が拡大しないよう地域による防護柵等の設置や維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有などに取組む。				
⑦地域内の農地の保全・管理を協力し合い、遊休農地の荒廃を防ぐため草刈等の共同作業や、農業用施設(水路・農道等)の維持管理を実施する。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標 地図上 の表示	備考
利用者	1	水稲	0.3 ha	ha	水稲	0.3 ha	ha	1	
利用者	2	水稲	0.8 ha	ha	水稲	0.8 ha	ha	2	
利用者	3	水稲ほか	1.2 ha	ha	水稲ほか	1.2 ha	ha	3	
利用者	4	水稲	0.03 ha	ha	水稲	0.03 ha	ha	4	
利用者	5	水稲ほか	0.8 ha	ha	水稲ほか	0.8 ha	ha	5	
利用者	6	景観管理	0.4 ha	ha	景観管理	0.4 ha	ha	6	
利用者	7	野菜	0.07 ha	ha	野菜	0.07 ha	ha	7	
利用者	8	水稲	0.6 ha	ha	水稲	0.6 ha	ha	8	
利用者	9	自己保全 管理	0.1 ha	ha	自己保全 管理	0.1 ha	ha	9	
利用者	10	景観管理	0.3 ha	ha	景観管理	0.3 ha	ha	10	
利用者	11	いちごほか	1.6 ha	ha	いちごほか	1.6 ha	ha	11	
利用者	12	自己保全 管理	0.1 ha	ha	自己保全 管理	0.1 ha	ha	12	
認農	13	豆類	1.7 ha	ha	豆類	1.7 ha	ha	13	
利用者	14	水稲ほか	0.3 ha	ha	水稲ほか	0.3 ha	ha	14	
利用者	15	水稲	0.3 ha	ha	水稲	0.3 ha	ha	15	
利用者	16	豆類ほか	0.07 ha	ha	豆類ほか	0.07 ha	ha	16	
利用者	17	野菜	0.06 ha	ha	野菜	0.06 ha	ha	17	
計	17経営体		8.7 ha	0 ha		8.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。